

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部の内部質保証に関する方針

(平成 29 年 4 月 1 日制定)

改正 令和 6 年 4 月 1 日

1. 基本方針

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部が掲げる目的の達成及び理念の実現のため、本学の教育研究活動・管理運営等に関する継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、本学の教育研究活動の質的向上と管理運営の効率化を図る。また、質保証及び質の向上に全学一体となって取り組み、関連する情報等を社会に対して積極的に公表していく。

2. 組織・体制

本学の内部質保証体制は、次の 4 つで構成をする。

(1) 運営会議

全学における内部質保証の推進に責任を負う組織としての役務は、運営会議が担う。基本方針、中期目標・中期計画の立案、内部質保証に関する方針の策定、内部質保証体制の維持・向上、外部評価に関すること、認証評価機関等からの指摘事項への対応、その他内部質保証の推進に関わる事項への対応を行う。

(2) 自己点検・評価委員会

学部・学科、附置附属機関及び事務局における自己点検・評価の結果を全学的な視点で確認するため、自己点検・評価委員会を置く。学部・学科、附置附属機関及び事務局における自己点検・評価結果をもとに課題を抽出し、自己点検・評価報告書を作成する。

(3) IR 室

大学運営の支援を行うため、IR 室を置く。学生の学習実態と学習成果等の情報収集・分析結果を学部・学科、附置附属機関へ提供するとともに、運営会議に分析結果に基づいた提案を行う。

(4) 外部評価委員会

第三者の立場から自己点検・評価の客観性の妥当性を高めるため、外部評価委員会を置く。委員会の開催は 3 年に一度とする。

3. 手続・運用

(1) 運営会議は、学部・学科及び附置附属機関・事務局に SONODA VISION 達成のための指示事項を出す。

(2) 学部・学科及び附置附属機関・事務局は、指示事項を受けて実施計画書を作成し、運営会議に提出する。その後、進捗状況及び実施結果を運営会議に報告する。

(3) 自己点検・評価委員会は運営会議からの指示を受けて、学部・学科及び附置附属機関・事務局に自己点検・評価実施の指示を出す。

(4) 学部・学科及び附置附属機関・事務局は、自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。

- (5) 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の結果報告を受けて課題の抽出を行い、学部・学科及び附置附属機関・事務局に意見を提示する。その意見をもとに、学部・学科及び附置附属機関・事務局は今後の改善計画を立てる。
- (6) 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価報告書を作成し、運営会議に提出をする。運営会議にて承認を得た報告書を公開する。
- (7) IR室は学部・学科及び附置附属機関・事務局に学生の学習実態・学習成果等の情報収集・分析結果を提供し、運営会議には分析結果に基づいた提案を行う。
- (8) 運営会議は、外部評価委員会及び地域懇話会（仮称）から第三者の立場からの点検・評価に基づく意見を聴取する。
- (9) 学生の意見は、学長との懇談会（仮称）において、学長が意見を聴取する。
- (10) 内部監査室は、運営会議を中心に内部質保証システムが適切に機能しているかを検証し、学長に報告する。
- (11) 運営会議は、指示事項実施報告書、自己点検・評価報告書、IR室からの提案、外部評価委員会、地域懇談会及び学長との懇話会からの報告・意見、内部監査室からの検証結果をあわせて、SONODA VISION 達成のための指示を出す。

4. 改革・改善

自己点検・評価結果等を踏まえ運営会議において必要な事項を決定し、改革・改善に努める。また、自己点検・評価からの一連の活動について、外部評価委員会による外部検証を受け客観性を担保する。

5. 情報の公表

自己点検・評価結果、改革・改善にかかる情報及び教育・研究成果などを、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。